

平成29年第3回（6月）議会定例会会議録

招集年月日	平成29年6月7日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成29年6月7日 午前10時03分		
閉議宣告日時	平成29年6月7日 午前10時21分		
応招議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町 長 前 哲雄 総務課長 川北征章 福祉課長 村田真寿美 土木課長 山本忠浩	副町長 山岡正見 税務課長 中村都志子 産業経済課長 吉岡友次 学校教育課長兼社会教育課長 中田利明	教育長 室谷敏彦 住民課長 大山恭功
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成29年第3回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会定例会

平成29年6月7日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 報告第1号から報告第9号まで (一括上程)

(提案理由の説明、質疑、委員会付託、ただし報告第8号及び
報告第9号については報告のみ)

議案第25号から議案第28号まで (一括上程)

(提案理由の説明、質疑、委員会付託)

第4 議案第29号及び議案第30号 (一括議題)

(提案理由の説明、質疑・討論省略、採決)

第5 諮問第1号 (議題)

(提案理由の説明、採決)

会 議 に 付 し た 事 件

- 報告第1号 川北町役場事務分掌条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて
- 報告第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて
- 報告第3号 川北町職員定数条例の一部を改正する条例の一専決処分の報告並びに承認を求めることについて
- 報告第4号 川北町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて
- 報告第5号 川北町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて
- 報告第6号 平成28年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて
- 報告第7号 平成28年度川北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第8号 川北町土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第9号 一般財団法人川北町余暇健康開発公社の経営状況の報告について
- 議案第25号 川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 川北町放課後児童健全育成事業に係る保護者の負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 石川縣市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 議案第28号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合格約の変更委について
- 議案第29号 川北町固定資産評価員選任につき同意を求めることについて
- 議案第30号 川北町農業委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

《町民憲章唱和》

◇議長 山先 守夫

開会に先立ち町民憲章を唱和致します。

一同、ご起立下さい。

(唱和)

ご着席下さい。

《開 会》

◇議長 山先 守夫

只今から、平成 29 年第 3 回川北町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

(午前 10 時 03 分)

《会期の決定》

◇議長 山先 守夫

日程第 1 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの 7 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 13 日までの 7 日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 山先 守夫

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、

7 番 作田良一君、8 番 坂井 毅君、9 番 作田 毅君を指名します。

尚、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 山先 守夫

日程第 3 報告第 1 号から報告第 9 号まで、ならびに議案第 25 号から議案第 28 号までを一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

本日ここに、平成 29 年第 3 回議会定例会を開催致しましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中、ご出席を戴きまして、誠に有難うご座居ます。

議案の説明に先立ちまして、町の近況についてご報告を申し上げます。

昨年の国内の経済動向は、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が見られました。

今年も昨年同様に回復基調が続いているとされています。

一方で石川労働局によりますと、4 月の県内の有効求人倍率は、3 カ月連続の全国 3 位となっておりますが、有効求職者は、2010 年 2 月以来、87 カ月連続で減少しており、人手不足の長期化が懸念されている状況であります。

このような中であって、5 月 31 日に出納閉鎖を致しました。

平成 28 年度の決算について申し上げますと、一般会計では、平成 27 年度は、手取川濁水対策などの影響により、8 年ぶりに財政調整基金を取り崩しましたが、28 年度は町税等をはじめとする一般財源が、当初に比べ増加したことと経費の節減によりまして、3 千万円余りを積み立てることが出来ました。

また、実質収支で、1 億 5 千万円を超える黒字となり、その他 6 つの特別会計及び企業会計は、それぞれ黒字決算を結んでおります。

また、繰越明許を致しました 4 事業の内、「農村総合整備事業」の営農飲雑用水施設整備事業につきましては、設計が 6 月中に完了予定であり、その他の「町道整備工事」など、すべての事業は、既に、着手を致しております。

次に、平成 29 年度の事業についてですが、「川北町児童館増築等改修工事」につきましては、補助金の交付決定通知が届き次第、工事の入札を執行し先ほど申し上げました、繰越事業の「営農飲雑用水施設整備事業」と合わせて、7 月に「工事請負契約の締結について」を議案とし、ご審議を戴く為の「議会臨時会」の開催をお願いしたいと考えております。

それでは 6 月定例会に提案を致しました案件について、その概要をご説明申し上げます。

先ず、報告第 1 号「事務分掌条例の一部を改正する条例」及び、報告第 2 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。

いずれも、4 月 1 日の人事異動により、新たに課参事が設置されたことに伴い、その職務等を加える改正であります。

次に、報告第 3 号「職員定数条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」ですが、工業用水道事業の開始に伴い、公営企業の職員を 1 名追加

する改正であります。

次に、報告第4号「廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」は、能美広域事務組合の解散及び、白山野々市広域事務組合への加入に伴い、一般廃棄物の内から「適正処理困難物」を指定することが出来ることとする改正であります。

次に、報告第5号「税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。

地方税法の改正に伴うもので、3月議会定例会に提出することが出来ませんでしたので、専決し、事務の執行に支障を来さない様、措置したものであります。

報告第6号「平成28年度一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。

平成28年度事業の内、国の経済対策に呼応し、補正を致しました「農村総合整備事業」、「町道整備工事」など、合わせて4事業131,246千円が、年度内に完了致しませんでした。

この為、地方自治法第213条の規定に基づき繰越明許費とし、同法第179条第1項の規定により、専決処分を致しましたので、報告するものであります。

また、報告第7号は、これら4つの事業を繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月18日に繰越計算書を作成致しましたので、同項の規定により報告するものであります。

次に、報告第8号「土地開発公社の経営状況」及び、報告第9号の「余暇健康開発公社の経営状況の報告について」ですが、それぞれの公社における経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案第25号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」であります。

国保加入所帯の所得が、基準額以下の場合における国保税の軽減措置のうち、5割軽減・2割軽減の所得基準額等の見直しと、課税限度額を見直す改正であります。

次に、議案第26号「放課後児童健全育成事業に係る保護者の負担に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

県の多子世帯放課後児童クラブ利用料支援事業の拡充に伴い、学童保育の保護者負担の免除対象を、第3子以降の児童から第2子以降の児童へと拡充する改正であります。

次に、議案第27号「市町村職員退職手当組合規約」及び議案第28号「市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について」ですが、いずれも能美広域事務組合の解散に伴い、構成団体の変更を行うものであります。

以上が、6月議会定例会に提案致しました、案件の大要であります。

議員各位におかれましては、何卒慎重にご審議を頂き、適切なるご決議を賜りますよう、お願いを申し上げます、提案理由の説明と致します。

《質疑・委員会付託》

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、只今、一括上程されております報告第1号から報告第7号まで、ならびに議案第25号から議案第28号までに対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、一括上程されております、報告第1号から報告第7号まで、ならびに議案第25号から議案第28号までについては、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号から報告第7号まで、ならびに議案第25号から議案第28号までは、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 山先 守夫

日程第4 議案第29号及び議案第30号を一括議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは人事案件について、提案理由の説明を申し上げます。

人事案件について、提案理由の説明を申し上げます。

先ず議案第29号「固定資産評価員選任につき同意を求めることについて」でご座居ます。

地方税法第404条の規定により、市町村の固定資産税を課税するに当たり、市町村長が行う価格の決定を補助する為、固定資産評価員の設置が義務づけられており、この4月1日の人事異動に伴い、新たに税務課長に就きました中村都志子さんを選任致したく、提案するものであります。

次に、議案第30号「農業委員会委員任命につき同意を求めることについて」であります。

本年7月19日をもって、現委員の任期が満了となるため、新たに委員を任命するものであり、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

「川北町農業委員会委員定数条例」により、定数は15人で、任期は平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年であります。

順次、候補者の氏名を読み上げ、説明とさせて戴きます。

前 庄治さん、土谷 治さん、橋場英俊さん、中川利和さん、山本幹夫さん、小島由秋さん、西村憲人さん、中丸知幸さん、披岸智範さん、魚尾幹夫さん、宮川吉則さん、西田育夫さん、西田 浩さん、吉岡公次さん、舟田正隆さん、以上、15名の方を任命致したく、議会の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

《質疑・討論省略》

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

只今、一括議案となっております、議案第29号及び議案第30号については、人事に関する案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決を致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

《採 決》

◇議長 山先 守夫

これより、採決致します。

まず議案第29号「川北町固定資産評価員選任につき同意を求めることについて」を採決致します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立9名)

はい、着席下さい。

起立全員です。

議案第29号「川北町固定資産評価員選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に議案第30号「川北町農業委員会委員任命につき同意を求めることについて」を採決致します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立9名)

はい、着席下さい。

起立全員です。

議案第 30 号「川北町農業委員会委員任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 山先 守夫

日程第 5 諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

現在、委員の畑中敦子さんは、平成 29 年 9 月 30 日で任期が満了致します。

まだ、1 期目でありますので、再度、畑中さんを推薦致したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご決議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明と致します。

《質疑・討論省略》

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

只今、議題となっております諮問 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」については、人事に関する案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決を致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

《採 決》

◇議長 山先 守夫

これより、採決致します。

お諮りします。

本件は、お手元に配布しました意見のとおり答申したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配布しました意見のとおり、答申することに決定しました。

《閉 議》

◇議長 山先 守夫

以上をもって、本日の議事日程は全部終了致しました。

したがって、明、6月8日から6月12日までを休会とし、6月13日午前10時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時21分)